

令和6年度の一人当たりの医療給付費等について

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和6年度の医療費の総額は、8,394億6,241万円となっており、そのうち医療給付費(みなさまの自己負担額を除いた医療費)として7,666億6,397万円を千葉県後期高齢者医療広域連合が負担しています。

千葉県の一人当たりの医療給付費は、78万3,032円となり、前年度77万4,982円と比較し約1.04%増加しました。

医療費の増加は、みなさまの保険料の増加につながります。健康診査を積極的に受診して健康管理に努めるとともに医療費通知で健康に関する認識を深めていただくなど、医療費の適正化にご協力をお願いします。



	令和6年度	前年度(令和5年度)	増減
医療費の総額	8,394億6,241万円	8,002億8,236万円	391億8,005万円(+4.90%)
医療給付費の総額	7,666億6,397万円	7,301億3,265万円	365億3,132万円(+5.00%)
一人当たりの医療給付費	78万3,032円	77万4,982円	8,050円(+1.04%)

令和6年度の医療費・医療給付費は速報値のため、今後変更となる可能性があります。
また、医療費の返還金等を差し引いた額のため、決算状況の医療給付費とは一致しません。

2割負担の方の配慮措置が終了しました

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

令和4年10月に始まった、2割負担の方の1か月の外来医療の負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置(入院の医療費は対象外)が令和7年9月30日に終了しました。

2割負担の方の令和7年10月以降の外来医療の自己負担限度額は18,000円になります。

医療費の返還を求める場合があります

お問い合わせ先 給付管理課 ☎043-216-5013

適正な医療の給付を図るため、以下のような場合は返還を求める納付書をお送りしております。

●被保険者資格の喪失等に伴う医療費の返還

当広域連合の資格がない期間(例:千葉県から転出した後や生活保護の受給開始後など)に、当広域連合の資格確認書等を使用して医療機関等を受診した場合、当広域連合が負担した医療費を返還していただきます。

●負担割合の変更に伴う差額分の返還

所得の修正申告等により、医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合が遡って変更となり高くなった場合、差額分を返還していただきます。

